

○黒石市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則

平成27年7月22日

規則第28号

改正 平成28年3月30日規則第8号

平成29年3月31日規則第18号

平成30年3月30日規則第20号

平成31年3月28日規則第15号

令和3年3月31日規則第13号

令和4年3月29日規則第10号

令和5年3月29日規則第13号

令和6年3月29日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定により黒石市が実施する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）に関し、黒石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年黒石市条例第68号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平30規則20・全部改正)

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、黒石市とする。ただし、市長は、事業の実施を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(事業の名称等)

第3条 事業は、市内に10地区の放課後児童クラブを組織して実施するものとし、名称、開設場所及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	開設場所	対象区域
東地区りんごク	東地区りんごク	弥生町、桜木町、幸町、美原町、春日町、東

ラブ	ラブ	町、錦町、旭町、泉町、花園町、若葉町、京町、鍛冶町、市ノ町、前町、中町、浜町、横町、山形町、東新町一丁目、東新町二丁目、浦町一丁目、浦町二丁目、長崎一丁目、長崎二丁目、柵ノ木一丁目、柵ノ木二丁目、柵ノ木三丁目、柵ノ木四丁目、角田、八甲、牡丹平字福民北の一部（７８番地のうち２、１４、１５、５８から９６まで、１０１番地、１０５番地、１０６番地）、牡丹平字福民西の一部（７４番地のうち１から９まで、１７以降、７７番地、８２番地、８５番地、８７番地、８８番地、９８番地）、東野添字長坂道北
山形地区りんごクラブ	黒石市立山形公民館	二庄内、大川原、南中野、板留、袋、温湯、上山形、下山形、花巻字花巻、花巻字北村下平、花巻字南家岸、花巻字村上、花巻字村家岸、花巻字山手村上、花巻字村下平の一部（９番地のうち８、９、１０番地３、２４番地以降）、花巻字長坂南（１１番地３を除く。）、沖浦字青荷澤、沖浦字大巻前
中部地区りんごクラブ	幸成児童館	昭和町、松葉町、岩木町、寿町、道北町、吉乃町、住吉町、一番町、末広、相野、松原（上十川地区りんごクラブの対象区域を除く。）、野添町、北美町一丁目、北美町二丁目、北美町三丁目、緑ヶ丘、ぐみの木一丁目、ぐみの木二丁目、ぐみの木三丁目、青山（上十川地区りんごクラブの対象区域を除く。）、野際一丁目、野際二丁目、野際三丁目、田中、北

		田中字田中、北田中字村後北、作場町
浅瀬石地区りん ごクラブ	千徳なかよし児 童館	高賀野、浅瀬石、中川
上十川地区りん ごクラブ	上十川地区りん ごクラブ室	上十川（六郷地区りんごクラブの対象区域を 除く。）、竹田町、あけぼの町、青山の一部 （１番地から１１番地まで）、松原の一部 （１番地から５３番地まで）の区域、東野添 （東地区りんごクラブの対象区域を除く。）、 赤坂字池田の一部（２番地２）
西部地区りんご クラブ	西部地区りんご クラブ	黒石、西ヶ丘、元町、大板町、内町、上町、 甲大工町、乙大工町、後大工町、寺小路、袋 井一丁目、袋井二丁目、袋井三丁目、油横丁、 株梗木横丁、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町 三丁目、緑町四丁目、甲徳兵衛町、乙徳兵衛 町、大町一丁目、大町二丁目、境松一丁目、 境松二丁目、境松三丁目、境松
北地区りんごク ラブ	黒石市立中郷公 民館	小屋敷、小屋敷西、飛内、飛内北、馬場尻下、 馬場尻東、馬場尻南、東馬場尻、西馬場尻、 上目内沢、下目内沢、二双子、富田、富士見、 北田中（中部地区りんごクラブの対象区域を 除く。）
牡丹平地区りん ごクラブ	黒石市立牡丹平 公民館	豊岡、石名坂、牡丹平（東地区りんごクラブ の対象区域を除く。）、花巻（山形地区りん ごクラブの対象区域を除く。）
第一追子野木地 区りんごクラブ	黒石市立追子野 木公民館	追子野木一丁目、追子野木二丁目、追子野木 三丁目、ちとせ一丁目、ちとせ二丁目、ちと
第二追子野木地	美郷こども園	せ三丁目

区りんごクラブ		
六郷地区りんごクラブ	黒石市立六郷公民館	竹鼻、高館、三島、赤坂字野崎、赤坂字北野崎、赤坂字宮元、赤坂字西田、赤坂字東池田、赤坂字池田（2番地2を除く。）、上十川字北原一番、上十川字北原二番、上十川字北原三番の一部（47番地以降）、上十川字北原六番の一部（56番地21）、上十川字村元一番の一部（1番地から30番地4まで、59番地）、上十川字山元の一部（5番地、7番地、67番地49）、上十川字長谷沢一番 囲

（平30規則20・全部改正、令3規則13・令4規則10・令5規則13・令6規則25・一部改正）

（開所時間）

第4条 黒石市が実施する放課後児童クラブ（以下「りんごクラブ」という。）の開所時間は、児童の放課後から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、黒石市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和39年黒石市教育委員会規則第1号。以下「学校管理運営規則」という。）第3条に規定する休業日における開所時間は、次に掲げるところによる。

(1) 土曜日 午前8時15分から午後5時30分まで

(2) 学校管理運営規則第3条第1項第3号から第6号までの規定による休業日（土曜日を除く。） 午前8時15分から午後6時まで

3 その他市長が必要と認めるときは、開所時間を変更することができる。

（平30規則20・一部改正・旧第5条繰上）

（休会日）

第5条 りんごクラブの休会日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休会日を変更することができる。

（平30規則第20・一部改正・旧第6条繰上）

（入会の要件）

第6条 りんごクラブの対象児童は、保護者が次の各号のいずれかの事情により昼間家庭にいないことが常態である小学生とする。

- (1) 居宅外又は居宅内において就労していること。ただし、就労が正午までに終了する場合を除く。
 - (2) 病気又は負傷の状態であつて安静を要する程度の医師の診断があること。
 - (3) 心身に障害を有していること。
 - (4) 同居又は長期入院等の状態にある親族を介護し、又は看護していること。
 - (5) 妊娠中又は出産後（産前産後8週に限る。）であること。
 - (6) 就学し、又は職業訓練学校等に通学していること。
 - (7) その他市長が必要と認めるもの
- 2 入会は、対象児童の住所地のりんごクラブを原則とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 黒石市教育委員会から学区外就学又は区域外就学の許可を受けた児童がりんごクラブを利用する場合は、現に許可を受けた学校の所在地を当該児童の住所地とみなす。ただし、学区外就学をしようとする理由が他の家庭に保護される場合にあつては、保護される家庭の住所地を当該児童の住所地とみなす。
- 4 りんごクラブが定員を満たしていないときは、第1項に規定する保護者の事情にかかわらず、入会できるものとする。

（平30規則20・追加、平31規則15・令6規則25・一部改正）

(入会の申込み)

第7条 りんごクラブの入会を希望する児童の保護者は、黒石市りんごクラブ入会申込書(様式第1号)に、入会が必要な理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(平30規則20・一部改正)

(入会の諾否)

第8条 市長は、前条の申込みがあった場合又は次条の変更の届出があった場合には、内容を審査し、その結果を黒石市りんごクラブ入会承諾書(様式第2号)又は黒石市りんごクラブ入会不承諾通知書(様式第3号)により当該保護者に通知するものとする。

2 市長は、入会の申込みが定員を超過する場合は、別表に定める黒石市りんごクラブ選考基準に基づき入会の選考を行うものとする。

(平30規則20・令6規則25・一部改正)

(変更の届出)

第9条 入会の承諾を得た保護者が、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、黒石市りんごクラブ利用状況変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 第7条に規定する入会申込書の内容
- (2) りんごクラブ利用予定日
- (3) 保護者の就労状況

(平30規則20・追加)

(退会の届出)

第10条 事業の利用を必要としなくなった場合は、児童の保護者は、黒石市りんごクラブ退会届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(平30規則第20・一部改正・旧第9条繰下)

(費用)

第11条 りんごクラブへの入会費用は、原則として無料とする。ただし、り

んごクラブを運営するための経費の一部を徴収することができる。

(平 3 0 規則 2 0 ・ 一部改正 ・ 旧第 1 0 条線下)

(その他)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平 3 0 規則 2 0 ・ 旧第 1 1 条線下)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 2 8 年 3 月 3 0 日規則第 8 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際〔中略〕及び第 2 5 条の規定による改正前の黒石市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成 2 9 年 3 月 3 1 日規則第 1 8 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にある改正前の様式により作成された用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則 (平成 3 0 年 3 月 3 0 日規則第 2 0 号)

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日規則第 15 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 13 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日規則第 10 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の表中部地区りんごクラブの項の改正規定、同表上十川地区りんごクラブの項の改正規定（「黒石市立上十川児童館」を「上十川地区りんごクラブ室」に改める部分を除く。）並びに同表北地区りんごクラブの項及び同表牡丹平地区りんごクラブの項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日規則第 13 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 25 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後のりんごクラブの利用に係る入会の選考について適用し、同日前のりんごクラブの利用に係る入会の選考については、なお従前の例による。

別表（第 8 条関係）

（平 30 規則 20 ・追加、令 3 規則 13 ・令 6 規則 25 ・一部改正）

黒石市りんごクラブ選考基準

基本 指 数	就労等の類型		保護者の状況		指数
			就労日数等	終業時刻・就業時間	父・母・祖 父母
	就労	定時	月 20 日以 上	17：00— 16：00—16：9	10

				5 9			
				1 5 : 0 0—1 5 : 8			
				5 9			
				—1 4 : 5 9	6		
			月 1 5 日以 上	1 7 : 0 0—	9		
				1 6 : 0 0—1 6 : 8			
				5 9			
				1 5 : 0 0—1 5 : 7			
				5 9			
				—1 4 : 5 9	5		
		不規則	月平均	1 4 0 時間≤	1 0		
				1 2 0 時間≤ 1 3 9 時間	9		
				1 0 0 時間≤ 1 1 9 時間	8		
				4 8 時間≤ 9 9 時 間	6		
				加 点（黒石市外の勤務地）		1	
				自営業	事業主 （主たる 従事者） ※ 父母が同 じ事業を 営む場合 は、1 人を 専従者と	定時	月 2 0 日以 上
		1 6 : 0 0—1 6 : 8					
5 9							
1 5 : 0 0—1 5 : 7							
5 9							
—1 4 : 5 9	5						
月 1 5 日以 上	1 7 : 0 0—	8					
	1 6 : 0 0—1 6 : 7						
				5 9			

		する。			1 5 : 0 0—1 5 : 6 5 9	6
					—1 4 : 5 9	4
			不規則	月平均	1 4 0時間≤	9
					1 2 0時間≤1 3 9時間	8
					1 0 0時間≤1 1 9時間	7
					4 8時間≤9 9時 間	5
		専従者 (協力者)	定時	月20日以 上	1 7 : 0 0—	8
					1 6 : 0 0—1 6 : 7 5 9	7
					1 5 : 0 0—1 5 : 6 5 9	6
					—1 4 : 5 9	4
				月15日以 上	1 7 : 0 0—	7
					1 6 : 0 0—1 6 : 6 5 9	6
					1 5 : 0 0—1 5 : 5 5 9	5
					—1 4 : 5 9	3
			不規則	月平均	1 4 0時間≤	8
					1 2 0時間≤1 3 9時間	7
					1 0 0時間≤1 1 9時間	6

			4 8 時間 ≤ 9 9 時 間	4
加点（黒石市外の勤務地）				1
出産		産前産後の 2 か月		—
父母の疾病等	入院	入会希望日以降おおむね 1 月以 上		1 0
		寝たきり		1 0
	自宅療養	日常生活に著しい支障があり、 介護を要する。		9
		運動、外出等の制限はあるが、 介護を要しない。		8
		常時介護を要する。		1 0
	障害	1 級・2 級・療育A・精神障害者 保健福祉手帳 1 級又は同程度で 保育に支障がある。		1 0
		上記以外の障害の程度で保育に 支障がある。		8
学校、職業訓練学校等への通 学	月 2 0 日以 上	1 7 : 0 0 —	1 0	
		1 6 : 0 0 — 1 6 : 9 5 9		
		1 5 : 0 0 — 1 5 : 8 5 9		
		— 1 4 : 5 9	6	
		1 7 : 0 0 —	9	
	月 1 5 日以 上	1 6 : 0 0 — 1 6 : 8 5 9		
		1 5 : 0 0 — 1 5 : 7		

		5 9	
		— 1 4 : 5 9	5
介護	要介護 4 以上・ 1—3 級・療育 A・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は同程度で保育に支障がある。		1 0
		上記以外の障害の程度で保育に支障がある。	8
		祖父母が高齢により面倒を見ている。	4
その他	死亡、行方不明、1 年以上の拘禁等		1 0
	災害等		1 0
調 整 指 数	児童虐待、養育放棄等	要保護児童対策協議会で把握している。	1 0
	ひとり親世帯		1 2
	祖父母がいない又は祖父母が 6 5 歳以上の家庭（1 人につき）		1 1
	特別児童扶養手当対象児童又は特別支援学級在籍児童		5
	児童学年	1 学年	1 2
		2 学年	8
		3 学年	5
		4 学年	3
		5 学年	2
		6 学年	1

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

黒 石 市 長 様

保護者 住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 _____
 （父携帯・母携帯・自宅・その他 _____）

黒 石 市 り ん ご ク ラ ブ 入 会 申 込 書

黒石市りんごクラブに入会したいので、下記のとおり申し込みます。

記

りんごクラブ名					入会日	年	月	日
フリガナ			男・女	生年月日	年 月 日			
児童氏名			学 年	年	学区外就学 有 ・ 無			
学 校 名			※ 新1年生のみ記入					
同居家族の状況	氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先（職業）・学校名			
入会を希望する理由 ☐ 保護者就労のため ☐ 保護者疾病のため ☐ その他(具体的に) ()								
緊急時の連絡先：①父携帯・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅 (— —) その他(児童との続柄 名前) ②父携帯・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅 (— —) その他(児童との続柄 名前)								
曜 日	月	火	水	木	金	土		
利 用 希 望 日								
利 用 希 望 日 (長 期 休 暇)								
利 用 時 間	平 日		授業終了後 ～					
	土 曜 日		～					
	長 期 休 暇		～					

父 の 就 労 状 況			母 の 就 労 状 況		
就 労 時 間		就労日数	就 労 時 間		就労日数
： ～ ：		月（ ）日	： ～ ：		月（ ）日
休業日等 ※就労証明書等でも確認します。 保護者の休業日は利用できません。			休業日等 ※就労証明書等でも確認します。 保護者の休業日は利用できません。		
週休2日（土日、その他）（ ）			週休2日（土日、その他）（ ）		
週休1日（日、その他）（ ）			週休1日（日、その他）（ ）		
週 休（休業日）（ ）			週 休（休業日）（ ）		
不定休（具体的に記入）（ ）			不定休（具体的に記入）（ ）		
ひとり親家庭 該当 ・ 非該当					
祖 父 母 の 状 況	父	祖 父 （ 歳・死亡）	同居[会社勤務 ・ 自営業 ・ 農家 ・ 疾病（入院 ・ 通院） ・ 看護]		
			別居[住所]		
	母	祖 母 （ 歳・死亡）	同居[会社勤務 ・ 自営業 ・ 農家 ・ 疾病（入院 ・ 通院） ・ 看護]		
			別居[住所]		
	母	祖 父 （ 歳・死亡）	同居[会社勤務 ・ 自営業 ・ 農家 ・ 疾病（入院 ・ 通院） ・ 看護]		
			別居[住所]		
	母	祖 母 （ 歳・死亡）	同居[会社勤務 ・ 自営業 ・ 農家 ・ 疾病（入院 ・ 通院） ・ 看護]		
			別居[住所]		
児 童 に つ い て					
・血液型 _____ 型・調べていない ・アレルギーの有無 有（ ） ・無 ・持病の有無 有（ ） ・無 ・障害の有無 有（ ） ・無 所持する手帳等 （ 愛護手帳・身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・特別児童扶養手当・医師による診断有 ）					
特に気を付けることがありましたら、記入してください。					
☐ 就労証明書等は保育の手続に提出済のため、写しを添付します。					

同 意 書

上記の記載内容について、入会資格の審査のため必要があるときは、市が現有公簿により確認することに同意します。

なお、虚偽の記載がある場合は、入会を取り消されても異議はありません。

年 月 日

保護者氏名 _____ ㊞

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

黒 石 市 長

印

黒 石 市 り ん ご ク ラ ブ 入 会 承 諾 書

申込みがありました黒石市りんごクラブへの入会について、下記のとおり承諾します。

記

住 所							
児 童 氏 名							
保 護 者 氏 名							
りんごクラブ名							
承 諾 期 間							
利用日	平 日	月	火	水	木	金	土
	長期休暇	月	火	水	木	金	土

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

黒 石 市 長 関

黒 石 市 り ん ご ク ラ ブ 入 会 不 承 諾 通 知 書

申込みがありました黒石市りんごクラブへの入会については、次の理由により入会できませんので通知します。

理由

（注） この決定について不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

黒 石 市 長 様

保護者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____
(父携帯・母携帯・自宅・その他)

黒 石 市 り ん ご ク ラ ブ 利 用 状 況 変 更 届

黒石市りんごクラブの利用状況を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

りんごクラブ名							
フリガナ					男・女	生年月日	年 月 日
児童氏名					男・女	生年月日	年 月 日
学校名					学 年	年	
変 更 内 容	該当項目に☑してください。 □就労状況等（父・母・祖父・祖母）⇒ <u>就労証明書等を添付</u> してください。 □利用希望日 □緊急時連絡先 □住所・世帯構成 □りんごクラブ名 ⇒ <u>下記の欄に変更後について記載</u> してください。 □その他（)						
	利用希望日	月	火	水	木	金	土
	平日						
	長期休暇						
	緊急時連絡先	(父携帯・母携帯・自宅・その他)					
	住 所	〒					
	世 帯 構 成 (増・減)	氏名	続柄：		歳	理由：	
		氏名	続柄：		歳	理由：	
	りんごクラブ名						
	変 更 年 月 日	年 月 日					

※ 太線の枠内は必須事項です。それ以外に変更する部分を記入してください。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

黒 石 市 長 様

保護者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

黒 石 市 り ん ご ク ラ ブ 退 会 届

下記の理由により黒石市りんごクラブを退会したいので届出ます。

記

児 童 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
りんごクラブ名	
学 校 名	
学 年	年 組
退 会 日	年 月 日
退 会 理 由	

様式第 1 号（第 7 条関係）

（平 2 9 規則 1 8 ・一部改正、平 3 0 規則 2 0 ・平 3 1 規則 1 5 ・全部改正）

様式第 2 号（第 8 条関係）

（平 2 9 規則 1 8 ・平 3 0 規則 2 0 ・一部改正）

様式第 3 号（第 8 条関係）

（平 2 8 規則 8 ・平 3 0 規則 2 0 ・一部改正）

様式第 4 号（第 9 条関係）

（令 6 規則 2 5 ・全改）

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

（平 3 0 規則 2 0 ・一部改正・旧様式第 4 号繰下）